平成２２年（フ）第６９７号
神奈川県中郡大磯町国府本郷463番地　サニーハウス大磯201、破産手続開始決定時の住所神奈川県平塚市山下506番地　サニーレジデンス平塚Ⅱ―401号
破産者　近藤　和江
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１６０号
長野県千曲市大字八幡3786番地６
破産者　若林　義照
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１７７号
長野県千曲市大字屋代799番地
破産者　中島千惠子
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１７８号
長野県千曲市大字屋代799番地
破産者　中島　菊枝
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１７０号
愛知県蒲郡市蒲郡町堀込76番地１
破産者　藤田ダニロこと　フジタ　ダニロ　フランシス　デ　パウラ
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１０４４号
京都市伏見区久我御旅町４番地53
破産者　山下　亜紀
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４９３号
京都市右京区京北下弓削町辻ノ下２番地
破産者　牧　　禎人
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第３７号
高知県安芸市井ノ口乙2134番地
破産者　小松　美香
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第２５号
高知県室戸市吉良川町丙520番地
破産者　岩貞　森行
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
長崎県長崎市西山１丁目22番３号
破産者　今西　琢之
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４９号
長崎県長崎市界１丁目12番21号
破産者　有吉　恵子
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７８３号
熊本県上益城郡嘉島町大字上仲間1745番地２
破産者　野田　哲夫
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５４号
大分県速見郡日出町大字大神9535番地63
破産者　佐藤　洋子
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第６９号
宮崎県延岡市野地町４丁目3556番地
破産者　大西　澄子
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

免責許可決定

平成２２年（フ）第１２０号
三重県伊賀市荒木336番地の１
破産者　岩木　百合
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第４３号
京都府舞鶴市字浜680番地
破産者　玉生　豊博
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第５８号
京都府福知山市駅南町１丁目201番地
破産者　岡崎　展也
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第８０８号
兵庫県姫路市北平野南の町16番29号　レジデンス平野102号室、従前の住所高知県安芸郡北川村大字野友甲864番地１
破産者　藤井　　初
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３６５号
奈良県橿原市醍醐町112番地　シルクロード醍醐201、前住所大阪府柏原市国分本町２丁目５番22号
破産者　佐藤　哲男
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３９４号
奈良県高市郡高取町大字上土佐54番地の２、前住所千葉県市川市国分４丁目２番13号　清水コーポ201号
破産者　奥村　　功
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４００号
奈良県北葛城郡王寺町藤井２丁目１番７―217号
破産者　次郎丸チヱ子
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係